

神奈川県HPVワクチン接種後症状医療給付制度における  
医療費及び医療手当終了の件についての陳情

【陳情の要旨】

- (1) 神奈川県における健康被害救済打ち切り時期についての再検討及び、国との連携による切れ目のない支援をすること。
- (2) 任意接種者（自費接種者も含む）と定期接種者の救済手続きや審査が一元化できるよう、国に対し神奈川県から提案をすること。

【陳情の理由】

- (1) 子宮頸がん予防ワクチンは定期接種と任意接種とで、救済内容等に差がないようにと言う国の方針が出されましたが、今回、神奈川県での給付打ち切りに伴い、同じワクチン接種でありながら、接種状況による法律的な違いで申請方法や審査基準と手順、支給方法が違うため、任意接種と定期接種とで差が出ないようにするために、国の支援策はこれから本格的な検討を始めることとなり、実際に支援に至るまでに要する年月はまだ確定せず、支援に大幅なタイムラグが生じる可能性があります。
- (2) 神奈川県の救済では定期接種者と任意接種者（公費助成者のみ）を分けず、症状の有無によって支援の決定をしていただいています。現在、県で行われている医療費給付制度は公費助成されている任意接種者と定期接種者のみが対象となっていますが、国や各基礎自治体でのキャンペーンによりワクチンを強く推進していた経緯もあり、公費助成されていた子宮頸がん予防ワクチンと同じワクチンの接種により健康被害が出ている、自費で接種された方々はワクチン接種のために高額な接種費用を支払った上に健康被害を受けており公費助成されていた方々と同じように医療費救済と審査が一元化され、国との連携を取り支援に差のない継続した施策の実施を要望いたします。

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部は、平成27年10月9日神奈川県議会厚生常任委員会と県民企業常任委員会で口頭陳情をさせていただきました。その結果、両常任委員会では陳情が全会一致で採択され、これから国、県、基礎自治体とで連携を取りHPVワクチン接種後症状発症者に対して、切れ目のない行政支援が行われることとなることに、全国自治体や被害者とその家族、メディアや多くの方々の注目と期待が集まっています。ぜひそのことも考慮いただき、黒岩県知事及び神奈川県保健福祉局長のリーダーシップのもと国におけるワクチン行政の在り方に大きな影響を与える先駆的な自治体としての役割を発揮していただきたいと思っております。

平成27年12月2日

神奈川県議会議長 土井りゅうすけ 殿

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部  
代表 山田真美子